

にわたって交通ひん繁な踏切道にはその時間中看守人をつけて列車の通過する前後に、遮(しゃ)断装置を取扱わしめる(日本国有鉄道運転規則第20条)。必要あるときは汽笛吹鳴標を設けて警笛によって踏切道通行者に注意を与える(大正14 達第937 号線路諸標設備心得)。踏切道の種別は、第1 種踏切道(昼夜を通じ踏切警手を配置してあるもの)、第2 種踏切道(一定時間をかぎり踏切警手を配置してあるもの)、第3 種踏切道(踏切警手の配置なく閃(せん)光式踏切警報機の設置してあるもの)、第4 種踏切道(踏切警手の配置または閃光式踏切警報機の設置のないもの)の4 とされている(昭和15 達第296 号)。

2 地方鉄道、専用鉄道、軌道関係 地方鉄道にあつては踏切道と線路との交角は30 度より小なるを得ず、交通ひん繁な踏切道には通行者の注意をひくべき警標を設け、交通ひん繁で展望不良な踏切道には門扉その他相当の保安設備をなし(地方鉄道建設規程第21 条)、また相当の時間にわたって交通ひん繁な踏切道においては遮(しゃ)断装置、警報装置その他の方法により通行者に注意を与えねばならない(地方鉄道運転規則第28 条)。

軌道にあつては道路との交角は特別の事由のないかぎり国道、府県道、主要市町村道と交差する場合は45 度、その他の場合は30 度以上とし(軌道建設規程第19 条)、新設軌道の踏切道には通行者の注意をひくべき警標を設け、交通ひん繁な箇所には門扉その他相当の保安設備をなし(同第20 条)、そのほか地方鉄道運転規則が準用される(軌道運転規則第3 条)。

さらに昭和29 年地方鉄道、専用鉄道に関しては運輸省鉄道監督局長から地方陸運局長宛に、軌道に関しては同局長および建設省道路局長連名で都道府県知事宛に踏切道保安設備設置標準についてつぎのような通達が出され、これによって踏切保安に関する行政指導がなされることとなった。*踏切種別。

(1) 換算率

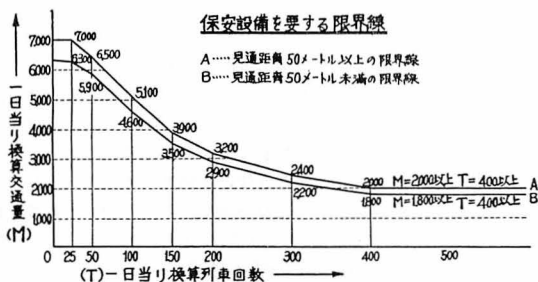
ア 換算交通量 歩行者1, 自転車1.5, 牛馬, 牛馬車, 荷車5, 軽自動車7, 小型自動車12, 大型自動車12 としその合計。

イ 換算列車回数 入換車両0.5, 列車の長さが30m 以下で線区を通じ最高速度が毎時40km 以下の列車0.7, その他の列車1 としその合計。

(2) 保安設備設置標準

ア 保安設備設置の標準 図-1により踏切道の1 日当り換算

1. 踏切保安設備(1)

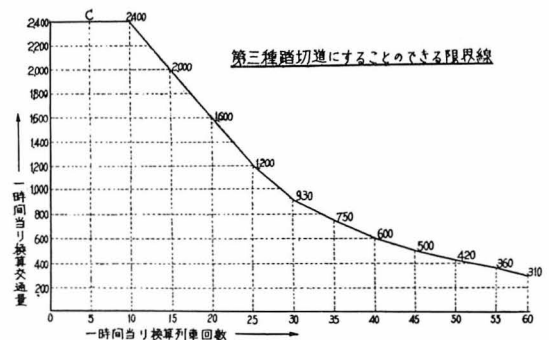


交通量と換算列車回数との交点が踏切道の見通し距離が50m 以上の場合にあつてはA 線、踏切道の見通し距離が50m 未満の場合はB 線以上にあるときは保安設備を設ける。

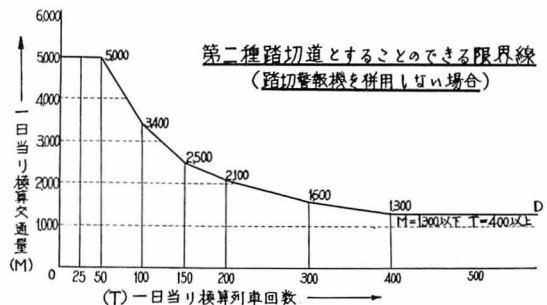
イ 上記アの範囲にあるもののうち、つぎの条件を満たすものは第3 種踏切道となし得る。

(ア) 図-2 により踏切道の1 時間当り換算交通量と、これに対応する換算列車回数との交点が1 時間についてもC 線以下にあること。

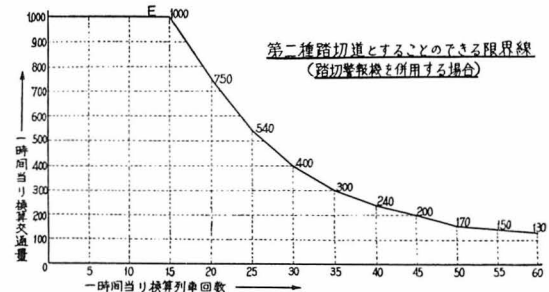
2. 踏切保安設備(2)



3. 踏切保安設備(3)



4. 踏切保安設備(4)



(イ) 踏切道における本線が3 線以下であること。

(ロ) 警報機の閃光の見通し距離が45m 以上であること。

ウ 保安設備を必要とする踏切道のうち第3 種とするもののほかは第1 種とする。ただしつぎの条件を満たすものは第2 種となし得る。

(ア) 早朝夜間の1 時間当り換算交通量およびこれに対応する換算列車回数にそれぞれ1 日の列車運転時間に乗じたものの交点が図-3においてD 線以下にあるとき。

(ロ) 早朝夜間の1 時間当り換算交通量とこれに対応する換算列車回数との交点が図-4においてE 線以下にあり、かつ警報機を併用すること。

(ハ) 警手を配置しない時間を明示する警標を設けること。

3 道路関係 道路標識令により踏切の手前50m から120m の左側路端に「踏切あり」を標示する警戒標識が設置され、さらに踏切の手前10m 以内の左側路端に「踏切あり」を標示する指示標識が設置されて踏切通行者の注意をうながす。自動車道は交通量が少ない場合その他特別の事由ある場合運輸建設共同省令で詳細に定めた構造・設備基準に適合する場合のみ平面交